

# 課税標準の特例(認定先端設備)提出書類チェックシート

(取得期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日)

本チェックシートを「固定資産税(償却資産)の課税標準の特例適用申請書」に添付してください。

令和 年 月 日提出

事業者名		特例内容	認定先端設備
担当者名		連絡先	
資本金	円	従業員数	人

## ①課税標準の特例適用条件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまる方に○をつけてください】

NO.	確認内容																														
1	<b>対象となる事業者</b>																														
	先端設備等導入計画の申請者が会社及び資本金又は出資を有する法人の場合	賦課期日(本年1月1日現在)において、資本金又は出資の総額は1億円以下です。	いいえ	はい																											
		賦課期日(本年1月1日現在)において、「大企業の子会社」に該当しません。	いいえ	はい																											
		※大企業…資本金又は出資の総額が1億円を超える法人、資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人。中小企業投資育成株式会社を除く。 ※大企業の子会社… ①同一の「大企業」に発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上を所有されている法人 ②複数の「大企業」に発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を所有されている法人																													
先端設備等導入計画の申請者が資本金又は出資を有しない法人や個人の場合	賦課期日(本年1月1日現在)において、常時使用する従業員数は1,000人以下です。	いいえ	はい																												
2	<b>対象となる償却資産</b>																														
	①生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して、年平均1%以上向上しています。	いいえ	はい																												
	②生産、販売活動等に直接使用します。	いいえ	はい																												
	③中古資産ではありません。	いいえ	はい																												
	④下表に該当します。	いいえ	はい																												
	<table><thead><tr><th>資産の種類</th><th>機械及び装置</th><th>工具(測定・検査)</th><th>器具及び備品</th><th>建物付属設備(償却資産のみ)</th><th>構築物</th><th>事業用家屋</th></tr></thead><tbody><tr><td>取得価額(1台1基あたり)</td><td>160万円以上</td><td>30万円以上</td><td>30万円以上</td><td>60万円以上</td><td>120万円以上</td><td>120万円以上</td></tr><tr><td>販売開始時期</td><td>10年以内</td><td>5年以内</td><td>6年以内</td><td>14年以内</td><td>14年以内</td><td>新築</td></tr><tr><td>取得期間</td><td colspan="6">令和3年4月1日から令和5年3月31日まで</td></tr></tbody></table>	資産の種類	機械及び装置	工具(測定・検査)	器具及び備品	建物付属設備(償却資産のみ)	構築物	事業用家屋	取得価額(1台1基あたり)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	120万円以上	120万円以上	販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内	14年以内	新築	取得期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで							
資産の種類	機械及び装置	工具(測定・検査)	器具及び備品	建物付属設備(償却資産のみ)	構築物	事業用家屋																									
取得価額(1台1基あたり)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	120万円以上	120万円以上																									
販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内	14年以内	新築																									
取得期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで																														
	※ 事業用家屋は、合計300万円以上の先端設備と共に導入(取得)したものでなければなりません。																														
3	「先端設備等導入計画申請書」記載の先端設備等の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？ 「いいえ」の場合はその理由(例:見積り価格と実際の購入価格との差額によるもの)を下欄にご記入ください。	いいえ	はい																												
	理由																														
	※差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。																														

## ②必要提出書類の確認【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄をチェックしてください】

NO.	提出書類	チェック
1	償却資産申告書・種類別明細書及び固定資産税(償却資産及び事業用家屋)課税標準の特例適用申請書(原本)	<input type="checkbox"/>
2	先端設備等導入計画の認定書(写)	<input type="checkbox"/>
3	先端設備等導入計画の申請書(写)	<input type="checkbox"/>
4	認定経営革新等支援機関による事前確認書(写)	<input type="checkbox"/>
5	工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書(写)	<input type="checkbox"/>
6	事業用家屋の見取図等 一の家屋で事業用部分とそれ以外の居住部分が混在する場合は、事業専用割合がわかる資料(青色申告決算書等)を添付 ※該当する家屋がない場合は不要	<input type="checkbox"/>
7	リース会社が申請する場合(所有権移転外リース) リース契約書(写) ※「先端設備等導入計画」の申請者が課税標準の特例を受ける場合は不要	<input type="checkbox"/>
8	リース会社が申請する場合(所有権移転外リース) 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写) ※「先端設備等導入計画」の申請者が課税標準の特例を受ける場合は不要	<input type="checkbox"/>
9	課税標準の特例(認定先端設備)提出書類チェックシート(当該書類)	<input type="checkbox"/>